

議員提出議案第二号

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十二年十月八日

提出者

杉並区議会議員

小松

久子

同

市橋

綾子

同

奥山

たえこ

同

すぐろ

奈緒

杉並区議会議長

小泉

やすお

様

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年杉並区条例第
二十号）の一部を次のように改正する。

題名中「費用弁償等」を「費用弁償」に改める。

第一条中「費用弁償及び期末手当」を「及び費用弁償」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

区議会議員の期末手当を廃止する必要がある。